

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

令和6年3月14日 午前10時00分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	櫻 井 繁 行
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	来 栖 丈 治
委 員	設 楽 健 夫
委 員	小 倉 博
委 員	櫻 井 健 一
委 員	鈴 木 貞 行
委 員	服 部 栄 一
委 員	石 澤 正 広
委 員	石 鈴 木 更 司
委 員	塚 本 直 樹
委 員	井 出 有 史

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	局 長	金 子 俊 文
	局 長 補 佐	谷 中 博 文
	係 長	折 本 尚 充

議 事 日 程

令和6年3月14日（木曜日）午前10時00分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議について
 - (2) 調査結果報告書（案）について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 議 午前10時00分

○矢口龍人委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午前10時00分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時01分]

初めに、書記を指名いたします。議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議式次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議についてを議題といたします。

これまでの議論を通じまして明らかになったことといたしましては、「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」の署名の中には偽造された署名がある、という事実であろうかと思えます。

本委員会といたしましては、この事実に関しまして、刑事訴訟法第239条に基づく告発を求める議案の提出について検討いただく必要があるかと思われますので、大川弁護士から補足説明をお願いいたします。

○弁護士（大川隆司君）

それでは、私から説明をさせていただきます。

司法機関に対して、その捜査権の発動を促す手続としては、ご承知のように告訴というのと告発というのがあるわけですが、告訴というのは被害者でなければできないのに対して、告発というのは誰でもできるというふうに、刑事訴訟法に規定されております。第239条1項ですね。で、誰でもできるというだけではなくて、同条2項には、公務員は、その「犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と、公務員に対しては、告発をむしろ義務づけているという規定がございます。

本件の場合、後で詳しい説明があると思いますが、私文書偽造の疑いがありますので、これについて公務員の立場から、議員も公務員ですから、告発をするというのが適当であろうと私も考えます。

私文書偽造罪というのは、公文書偽造罪はもっと重いんですけども、私文書の偽造罪もかなり重い罪でありまして、他人の署名を使用して、事実証明に関する文書を偽造した、この場合、初めからその行使の目的、つまり、本件要望書の場合は、市役所に提出すると。行使の目的があって偽造した場合と、そこまでは考えていない偽造と二段階ありますけれども、提出する目的を持って偽造したという場合は、長期5年の懲役と。行使目的がない場合でも長期1年の懲役という規定がございますので、決して軽い罪ではありません。

要望書がその事実証明に関する文書と言えるかという、これは要望書の趣旨に賛同したという事実を証明するという文書なので、刑法第159条にいう私文書偽造に当たると考えられます。

この要望書は、一旦市役所に提出されてから、取り下げられているという経緯がありますけれども、私文書偽造というのは、偽造する犯罪と、その偽造した文書を行使する犯罪と二段構えに規定されていまして、行使しなくても、行使の目的で一旦作ったということになれば、偽造罪になるわけですね。で、一旦提出したものが引っ込められたと、これは行使罪の未遂に当たるということになります。ですから本件の場合、一旦提出して、取り下げられていますから、行使罪そのものは既遂になっていないけれども、それとは別に行使の目的で偽造したという文書偽造罪は、今さら変えるわけにはいかないと考えるべきであろうと思います。

この特別委員会というのは捜査機関ではありませんから、捜査機関がやるような調査までは期待するのは無理だと思いますけれども、署名簿が捜査機関に提出されれば、相当な数の偽造というものが見出されるであろうと。2,000筆全部が偽造ということじゃなくて、名前を使われた人の承諾があれば、他人の手でも構わないわけですけども、恐らく家族の範囲内で認め合った署名ということで、説明がつかない部分はかなりあり得るだろうと。その辺は捜査機関に解明していただくしかないだろうと思います。

捜査機関としては、検察庁に直接持ち込む方法もありますし、警察に持ち込む方法もあります。これは告発者の意思でどちらも選択できるわけでもありますけれども、それは議決のほうで適宜お決めいただけたらと考えられます。

後ほど、報告書案に関連しても発言する機会があると思いますので、とりあえず刑事訴訟法に基づく告発が本件の場合、有効・適切な手段であろうと考える理由は、大体、以上述べたとおりでございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

それでは、ご意見またはお気づきの点がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等ございませんか。

○櫻井健一委員

今の刑事訴訟法第239条の2項のところの説明があったと思うんですけども、義務というような表現がありましたが、この義務に従わなかった場合の罰則、また、そのほかで従わなくてもいいようなケースというか、理由みたいなことがあれば、教えていただきたいんですけども。

○弁護士（大川隆司君）

いや、告発をしなかったからといって、それに対する罰則というのは、特にありません。あくまでも、道義的な責任にとどまるだろうということは言えると思います。

○櫻井繁行副委員長

大川弁護士、ちょっと確認させていただきたいんですけども、今回の要望書というのは、私文書という認識でいいのかというのを、ちょっともう一回だけ確認させてください。

あとは、公文書というのは、改めてどういったものが当たるのかと、その2点ちょっとお聞きしたいんですが、お願いします。

○弁護士（大川隆司君）

市長宛てに提出された文書で、公の性質を持つものではありませんけれども、作成主体はあくまでも市民、「私」の立場の方になるわけですね。なので、私文書ということになります。

公文書というのは、作成主体が公の者でなければ、公文書とは言わない。

[「『私』と市のほうとね。だから私文書というのは要望書だという」と呼ぶ者あり]

○弁護士（大川隆司君）

ええ。そういう要望書は……

[「今回のね」と呼ぶ者あり]

○弁護士（大川隆司君）

市民のサイドで作成される文書ですから、私文書であります。

ただ、この要望書の趣旨に賛同しているという事実を証明するために署名するわけですから、事実を証明する目的で作られる私文書であると。事実を証明しない私文書であれば、人の署名を偽造したって別に問題にはならないわけですけどもね。そういう、市から見てこの要望に、当該市民が賛同しているという事実を証明する文書だということになるわけです。

○櫻井繁行副委員長

今回、この百条委員会では、正直いうと、その偽造に関わった人までは、その後、報告書、委員長のほうからもあると思うんですけども、発見できなかったというか、実証できなかったんですけども、この大川弁護士おっしゃる行使罪の未遂で告発というケースになった場合に、容疑者不詳というか、容疑者が分からない状態での告発になると思うんですが、そういったケースも、例えばこれは刑事事件というか、警察署のほうはそれを告発として取り上げるのですかね。ちょっとそこら辺を教えてください。

○弁護士（大川隆司君）

どんな事件でも被疑者不詳の刑事事件ってあるわけです。ひき逃げであろうと、人殺しであろうと。死んだ人は出たと、けがした人は出たけれども、犯人が分からん、というので捜査するというのはあるわけですし、本件の場合も例外ではないと思います。8回目の委員会で供述された参考人の方も、誰が自分の署名を偽造したのかということまでは分かりませんでしたけれども、自分の署名ではないものが使われているということを確認し、委員の方々も、本人の署名と役所に提出された要望書添付の署名と違うということを確認されていますよね。とすると、被疑者不詳けれども、参考人の方の署名が偽造されたという事実ははっきりしているものですから、それを誰が偽造したのかということは捜査の対象になるわけです。それから、参考人だけではなくて、2,000筆の全てじゃないでしょうけれども、もつとほかにも本人の意思に基づかない署名が偽造されたという疑いがあるので、それも併せて捜査してほしいということになると思います。

要するに、結論からいうと、被疑者は今の段階では分からないけれども、分からないところを捜査機関のほうで調べて、きちっと結論を出してほしいというのが告発として立派に成り立つわけです。

○櫻井繁行副委員長

最後に大川弁護士にお聞きしたいのは、今回、その被疑者不詳で告発というケースで訴えた場合に、これは刑事事件として必ず警察というのは、その場合は取り上げるのですかね。

○弁護士（大川隆司君）

そこは私のほうで代わって何とも申し上げるわけにはいかないですけども、やはりかなりメディアなんかでも取り上げられておりますから、警察のほうでもかなり関心は持っているんじゃないかということと、それから、捜査機関というのは冒頭申しましたように、警察と検察と両方あるわけですね。警察が動かん場合は、検察庁のほうにもあるいは持ち込むこともできるわけで、その場合に検察庁のほうで先行して動くということになると、警察としてもどうも体面が保てないということになる。そういう捜査機関が複数あるために、その牽制が働くということもありますので、社会的に関心と呼んでいる話題であれば、やはりどうしても本腰入れてと、取り組まざるを得ないという面があるんじゃないかと思えます。

それ以上は、告発した場合にちゃんとやってくれますかどうかというのは、ちょっと私が代わって申し上げる立場じゃないんです。一般論として申し上げました。

○佐藤文雄委員

私文書についての偽造というのが非常に重いと。それが目的があった場合と目的がはっきりしない場合であっても、目的がある場合は5年の懲役、ない場合が1年というふうになっているようですが、目的があった場合とない場合というのは、ちょっとそこが意味がよく分からないんですが、もう一度説明していただけますか。

○弁護士（大川隆司君）

刑法の条文にあるのは、行使の目的で他人の署名を使用したかどうか。行使の目的があるかどうかですが、要望書というのは、当然宛名があるわけですから、市長に対してその要望を伝えるという行使の目的があって署名するわけですね。ですから、行使の目的がはっきりしない文書ではないわけです。初めから行使の目的を持ってつくられる文書ですから。5年というのは長期ですから、3か月以上5年以内という、非常に幅のある量刑なんですけれどもね。

で、行使の目的はないけれども、とにかく一定の体裁の文書を作ってみたと。その中身自身は事実を証明する文書だけれども、それをどこへ持っていくという差し当たって目的がないままに作った、それも偽造は偽造なんです。その場合は、1年以内の懲役ということになっていますから、大分軽重が違いますけれども、法律で言っている行使の目的というのは、もう提出先がはっきりしていて、これこれしかじかの要望を市長に伝えたいと、そういう要望書であることははっきりしているので、それに名前を連ねましたということになると、行使の目的でそういう要望をしているという事実を証明する文書を作成したということになるわけです。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、行使の目的がはっきりしているということでは、非常に重い罪になるということなのかなと思います。

それで、提出されました。で、途中で撤回された。これが今回のこの百条委員会の進め方が非常に苦労したところだったように思うんですね。本来であれば、この事実が明らかになって百条委員会が立ち上がって、そうすればその分の撤回があったとしても、百条委員会は存在するわけですから、きちっとした書類を提出しなきゃいけないとは思いますが、この文書の扱い方、これについてはどういうふう考えたらいいんでしょうか。もう一度説明していただけますか。

○矢口龍人委員長

ちょっと意味がよく……もう一度。

○佐藤文雄委員

提出されて、それが撤回されたということが今回、署名が取り下げられたといった場合の百条委員会の役割というのは、この前も話されたように、その事実確認はやっぱりやらなきゃいけないということだったと思うんですが、これがなかなか進まなかったのは、撤回されたら署名が取り下げられて、全くこちらとしては手の施しようがなかったと思うんですね。で、これがどういうふうな形で進めていけばよかったのかなというのは、ちょっと私に分からなかったことで、今弁護士がおっしゃった提出と撤回された、で、行為後の未達とか何とかと言ったんですよね。ちょっとそのところをもう一回話してくれますかね。

○弁護士（大川隆司君）

私が申し上げたのは、どういう犯罪が成立するかという説明でして、文書偽造罪と偽造した文書を行使する罪、行使罪は別々なんです。で、文書は作ったけれども市長には提出しなかったという場合は、文書偽造罪はそれでも残るんですが、偽造文書行使罪は成立しない。これが1つですね。

それから、一旦提出した後、取り下げたと、これも偽造文書行使罪の既遂にはならなくて、未遂になるわけです。着手したけれども未遂に終わったというので、それも刑法上、処罰の対象にはなるわけです。それは犯罪の議論でして、議会がどう関わるかというのは、その犯罪が成立するかどうかは一応横に置いて、犯罪が成立するしないはともかく、この種の問題は市政運営の問題として問題がないのかどうかということ、刑法という枠の中だけじゃなくて、もう少し広い範囲で調べると。それで、再発防止のためにどういうことを取った方がいいのかということ、これを議論すると。それはもう警察や検察でそこまで考えてくれませんか、警察のほうはとにかく犯罪が成立するかしないかだけです。本件の場合、初めから提出しなかったわけじゃないから、行使罪というのは理論上成立するけれども、引っ込めているから、既遂の罪じゃなくて未遂の罪だろうと。そんなのは一々取り上げるのか、目をつぶるのかと、これはもう捜査機関の裁量問題ですから、理論上は行使罪も一旦出した以上、未遂罪として成立すると。

ただ、その問題は成立するかしないかは横に置いて、とにかく市長宛ての文書というものを作った。それだから、文書偽造罪にはなるわけです。で、それは議会の委員会として、被疑者不詳だけでも、被疑者不詳のまま偽造が行われたという心証を取られたのであれば、告発する責任があるだろうと。文書偽造罪ということで、司法機関に対して告発するという義務が刑訴法上あるだろう、ということ、これを申し上げたわけです。

○櫻井健一委員

すみません、今、仮にこの告発をして、捜査機関が動いてくれて、偽造があって、それが仮になんてすけれども、久松公生以外であったというような結果が出た場合に、この百条委員会、久松公生議員の署名活動の疑念というところで我々の委員会として立ち上げているわけですが、そこに関するところまで調べていただけるようなことなんですか、この訴えによって。そこまではその捜査機関ではそういう人があったで終わってしまうような可能性もあるということなんでしょうか。

○弁護士（大川隆司君）

捜査機関がどこまでやるかということは、私のほうじゃ何とも言えませんけれども、一般論として言えば、署名の偽造が行われて、被疑者不詳であると。それで、調べていくと、例えば議員を含むその被疑者が浮かび上がってきたということになれば、その問題が前の委員会で調べたときにどういう結論が得られたのかということとは関係なく、捜査機関の心証において、これはおかしいと、これはやはり容疑が濃いということになれば、そういう処分に進まれるだろうと思います。

それから、いずれにしても告発を受けた刑事事件の処理の仕方とすれば、容疑があるので送検すると

いうのもあれば、容疑はあるけれども送検は見合わせるというのもあれば、容疑者のものが結局裏づけが取れなかったから捜査は打ち切ると、いろんな展開はあると思いますけれども。だから、今までの委員会の審議の中で出てきた材料も捜査の参考にはもちろんされると思いますけれども、参考人や証人の言っていることは信用できないと、別の証拠が出てきたと。それとなれば、それを総合した判断で警察とか検察は判断されると思うんです。この委員会の結論とか、委員会で出てきた材料だけに拘束されるわけじゃありませんから。で、委員会審議の中で端緒が出てきたというのは、司法機関が動き出すきっかけではあるでしょうけれども、その動いた結果、どういう材料が出てくるか、これはもうこれまで分かっていることに限られないわけですね。

例えば、ちょっと脱線かもしれませんが、署名簿の原本は処分しちゃったというふうに証言されましたけれども、処分の方法はおっしゃれないと。実は、捜査してみたらあったということはあり得るわけですから、例えばの話ですけれども。だから、委員会の審理の過程で明らかになったことの範囲内だけで白黒つけなきゃいかんということはないので、告発を受けて、捜査機関独自の捜査権を発動して、集まった資料、無限にやっているわけじゃありませんから、ある程度、半年とか1年とか、かける時間の見積りもあるでしょうけれども、限られた範囲ではありましようけれども、捜査機関としてやれることはやった上で白黒をつける、あるいはやったけれども結局解明できなかったから迷宮入りだということになるか、それはそれぞれの判断がありましようけれども、従来の経緯には必ずしも拘束されないということは言えると思います。

○佐藤文雄委員

今回、告発することになるかなと思うんですが、告発して、検察でも警察でもこれは受理する、間違いなく受理されるんでしょうか。

○弁護士（大川隆司君）

警察の方の用語としては、書類を受け付けるのと受理というのを区別して使うところもありますね。とにかく、持ってきたものを突っ返しはしないから預かるけれども、これは事件にならないよと、正式には受理できないよという対応も、これは理論上はあり得ますよね。それは持ち込んでみなきゃ分からないんで。ただ、いずれにしても、こちらの判断としては、被疑者不詳だけでも、私文書偽造が行われたと考えられるので、後のことはそちらで調べてくれというのが告発ですから。

○佐藤文雄委員

必ず受理されるというわけではないという意味でしょうか。

○弁護士（大川隆司君）

だから、受理という言葉はどういう意味で使うかによりますけれども、書類を受け付けたということだけが即受理とは我々の場合は受け止めていないわけです。書類は突っ返されなくて受け取ったけれども、これは事件にならないよと、正式に受理はしませんよという、そういう対応をされることがあります。だから取り下げてくださいと、取り下げなくても、もうこれ以上我々は動かないよというようなことがありますから。受理というのはとにかく、司法機関の捜査対象として正式に取り上げて、それでいろんな捜査には入ると。で、やれることをやった後で、判断するのは検察庁ですから、警察の段階でもう諦めるということはないので、一応警察に送った上で、起訴猶予とか不起訴とか、そういう判断を検察庁のほうがすると思うんですけれども、いずれにしても、検察に持ち込むまでの調べをしましよというのが受理なんですね。

だから、理論的には、書類を受け付けるのと事件として取り上げるというのは観念的に違うんですけれども、だから、受け付けましたけれども受理はできませんねという対応をするのが普通ですけれども、

特にそういう挨拶もしないで、あれは事件になりませんでした、ということをかかり経ってから聞かされるというケースもないことはないです。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

ないようですので、それでは、お諮りいたします。

本委員会として本議案を本定例会へ提出することによろしいでしょうか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員

今、大川弁護士のお話聞いて、正しくはそういうことなのかなとは感じたわけですけども、我々がこの百条委員会で調べてきて、久松議員がいわゆる偽造したというようなことではなかったということは、筆跡等で皆さんも確認されたというような中身でこうなっていると思うんで、私は、法的に言うとなんかそういう動きをするのが正しい道かもしれないけれども、かすみがうら市としてそういう罪を明らかにするということよりは、今後再発防止をするというようなことのほうが大切ではないかなと考えていて、いわゆるこの結論として、その告発をしていくということは、私の本意ではないですし、きっとここに皆さんの本意でもないんじゃないかなと思って、その告発までのことは私は賛同できないということです。

○小倉 博委員

私も来栖委員と同じような方向づけになると思うんですけども、まずこの事の始まりが、要するに要望しました。で、市長のほうから、行政のほうからその要望した人約5,000名ですか、に回答書が出まして、それについて身に覚えがない、賛成しないのに書かれていたということが判明しました。これは明らかにあってはならない書面だったのかなと思います。

その過程で提出者と受け付けた行政側の段階で、これは有効、無効かの判断もしないまま、これはもう決断を出しちゃったので、その辺がちょっと、中に出てきた友達が書きちゃった、父ちゃん母ちゃんが書きちゃった、知り合いが書いたということがその偽造の一部でもあって、犯罪、法的に言えばやはりまずいことだと私は思います。しかしながら、今、かすみがうら市民として考えるに当たって、公的に報道等もされていまして、かすみがうら市は今どうなっちゃうんだよということも、ほかから聞いていますので、先ほど言いましたように、偽造そのものはあったとしても、今回のことは久松公生という名前が出たから、私は最初にちょっと早いんじゃないのという言葉で言いましたけれども、やはり今、いろんなことを聞きながらここまで経過がきて、刑事告発までの、市民としてそこまで今度は丸裸になっちゃうともいいのかなという、そういう気持ちがありますので、刑事告発というのは私はあまり好ましくないと思います。先ほど言いましたように、再発防止の対策を十分に市民に知らせたほうが良いと思います。

○鈴木貞行委員

私も2人の意見に賛成で、田代代表が要望書を取り下げた要因の一つとしては、やっぱり事を大きくしたくないとか、一般の方にご迷惑をかけたくないという思いがあって、取り下げたと思います。告発した場合、やっぱり一般市民の方からの市や市議会に対しての信頼というのが何か薄れてしまうんじゃないかなと思っていて、私も反対として意見を述べさせてもらいました。よろしくお願ひします。

○石澤正広委員

告発をすることによって、市民に大きな動揺を来してしまうということは明らかですね。その意味において、私たちがこういうことが起きないように策を講じてやっばりそこをしっかりとつくっていくということが大事だと思うんで、私も、告発に関しては賛同はできないです。

○岡崎 勉委員

今回、百条委員会というのは大変効果があったと思います。最初はこの久松議員の疑念に関するものでしたけれども、いろいろ何回かやっているうちに、いろいろ話が分かりましたけれども、それぞれ反省もしたし、いろいろあったと思うんですけども、これは十分百条委員会としての効果はあったと思います。これをさらに細かく、取り下げた関係もあるので、告発する必要はないのかなと私は思います。

○矢口龍人委員長

ほかにありますか。

○佐藤文雄委員

来栖委員がおっしゃって、皆さんと言ったんで、皆さんというのは取り消してもらいたい。まだ採決していないわけですから。

やはり再発防止を目的にしているのは、この百条委員会になったというふうに、この報告書の中にもあると思うんですよ。つまり、私文書偽造ということそのものの十分な理解をしないままに簡単に書いてしまって、公的にそれを行使するということになると、署名の信頼性が失われてしまうんですよ。ですからこのタイミングでは、百条委員会を立ち上げて、ここまでの議論をされて、結果的に被疑者不詳というふうになってしまったと思うんです。これは非常に残念な結果でした。本来であれば、執行部のほうからもきちとした文書が出ていれば、もっともっと解明ができたんじゃないかなと。あの参考人の方が証言なさったように、徹底した筆跡鑑定も行って事実を解明してもらいたいというあの思いは、しっかりと受け止めていく必要があるんじゃないかなと。そういう意味では、残念ですが、被疑者不詳のまま告発しないとこの問題は解決しない。逆に、皆さんが何だ、何やったんだということになって、この議会の信頼、百条委員会の信頼までなくなってしまうと思います。やはりここで被疑者不詳としても告発をしていくということが筋だと思います。

○櫻井健一委員

私、この報告書案の中で、2つの提案があって、今回の告発ということと、あとは今後の署名に関する定義が1つ入っていたと思います。で、今、佐藤委員が言われたその署名に関する信頼度が落ちてしまうのはまずい、僕もそう思いますけれども、この提案の中には、仮に代筆の場合には、その代筆の人の名前を書くですとか、いろんな提案が入っていましたので、百条委員会をやってそういうような改善が図れるということができればいいということと、あと、市民の方が署名というような市政に対する表現の仕方が、告発まで行ってしまうとレベルが高くなってしまって、今後、市政に対する影響が出てしまうというような懸念もあるのかなと僕は感じておりますので、今回のその告発で犯人探しということまでやるということに関しては、ちょっと必要性があるのかなというのが疑問であります。で、私はそれを反対するというのと、書面に関する一つの提案で済ませるべきだと感じております。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○設楽健夫委員

この報告書の中にもありますけれども、署名簿に偽造を加えることは極めて悪質であり、繰り返されてはならないことであるということがここでうたわれていると。で、今回の百条委員会の中では、それを立証するための署名簿が出されてこない。これは市側からも出されてこない。で、署名の代表者から

も出されてこない、そういう経過がずっと繰り返されてきて、事実が判明しないまま百条委員会が終わってしまうのか。あるいは、先ほどもありましたけれども、参考人の方から、私は署名はしていないと、で、偽造について調べてもらいたいという意向があったと。百条委員会はこれに対して封殺することは、これは百条委員会の役割そのものが問われることになってしまう。実際は、この問題というのはどういう過程で偽造がされたのか。で、偽造者は今なお判明していない。で、そのまま、これでこういうことはいけませんよということだけで通り過ぎていった場合に、かすみがうら市議会に対して、市民はどういう判断をしていくのか。その意味では、私文書の偽造は存在したわけですから、その存在したものに對して告発をして、で、調べてもらうところは調べていただいて、それがどこまで行くかは私も分かりません。ただ、市議会としては、あくまでも真実を求めていくという立場で判断をしているんだな、ということまでは確保することができると思います。で、こういうことを繰り返してはならないということは、ここにいる皆さんもそういうふうな考え方でいると思います。

この前の証人喚問の中でも、曖昧な件があったと。どういうことかといえば、同意があれば代筆は可能であると。しかしその後の中で、それについては、そこまでは考えていなかったという発言もあったと。そういうことからすると、曖昧にしたままでこの件を終わらせていった場合には、市民は、百条委員会は曖昧にしたままでこの問題を閉じてしまったということになると。これは百条委員会としては避けなければならないし、議会運営の中でも避けなければならない。

委員の中からも、署名活動は行ったと。しかしながら、偽造については、関与あるいは関係していないという勇気ある発言もあったと。久松議員の中からは、そのほかの議員もこの署名に参加していたという話もあったということからすると、その人たちの署名の中に何があったのかは私は分からない。それでも、ここに今発言した人たちが、そういうことについてはなかったと、あるいはそういうことについて注意すべき点がある点があったという点を明らかにする上でも、これは被疑者については分からないけれども告発をしていくという基本的な立場が必要なんではないかと思います。

○服部栄一委員

私は、この百条委員会がある意味機能していなかったんじゃないか、私はそう思っています。参考人で出席された方も、お話があまりにも曖昧で、そういうことから告発、市民の皆さんが不安だというのは、告発したことが不安ということじゃなくて、曖昧なままになることが、それが不安を持たれているんじゃないかと思うんですね。で、私は、告発することには賛成です。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午前10時44分]

○矢口龍人委員長

では、再開いたします。 [午前10時50分]

ほかにありませんか。

○櫻井繁行副委員長

みんな意見どんどん言ってもらったほうが。

○矢口龍人委員長

そうですね。

○鈴木更司委員

ここまで百条委員会を進めてきました。で、一定の評価という意味で、告発をしないと評価できないところに来ていると感じています。ですから、私は賛成の立場です。

○矢口龍人委員長

では、この辺でよろしいですか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

この刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議、本案を定例会へ提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○矢口龍人委員長

起立少数であります。

よって、本案を提出しないものと決定いたしました。

次に、(2) 調査結果報告書(案)についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○議会事務局長(金子俊文君)

ご苦労さまでございます。

それでは、(2) 調査結果報告書(案)についてご説明させていただきます。

前回もご説明させていただきましたが、前回の委員会終了後の内容を矢口委員長と大川弁護士と協議・調整して、最終の報告書(案)でございます。

資料をご覧いただきたいと思っております。

1ページから8ページにつきましては、前回説明した内容と変わりございません。

8ページ中段から12ページの(1) 調査の内容、(2) 調査の結果、(3) 結論について説明させていただきます。

8ページ中段、(1) 調査の内容でございます。

アとしまして、市執行部から本委員会に提出された資料についてでございます。

委員会第3回の執行部の説明によりまして、令和5年5月23日付で提出された「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に署名のあった方に対し、市の将来についての考えや期待に対する感謝を伝える回答書を執行部から郵送したところ、送付した方々からの問合せで、「家族が勝手に署名したもの」が12名、「署名の話はあり、断ったが署名されていた」が2名、「署名自体、身に覚えがない」39名の声があったことが分かりました。

しかし、令和5年第2回定例会で市長が答弁した本人によらない署名が2,000筆以上あることの調査の必要性や偽造の有無を確かめるため、筆跡鑑定を視野に入れて調査することから、署名簿の写しを市長へ求めたところ、個人情報保護の観点から提出は拒否されたものの、上記回答書に対して問合せのあった計53名の署名簿記載部分の写しについては、そのうち、本人の承諾を得られたもののみ委員会に提出されることになり、委員会第5回で「署名自体、身に覚えがない」という方4名と、「署名の話はあり、断ったが署名されていた」という方1名の署名簿記載部分の写しが委員会に提出されたものでございます。なお、署名簿原本につきましては、要望書提出者であり署名簿代表者である関係人・田代和正氏へ提出を求めたところでございますが、拒否されております。

続いて、イでございますが、内部告発と称する資料についてでございます。

委員会第6回では、内部告発と称する本委員長宛ての差出人不明の郵便文書において、「この署名活動においては複数の議員が関わっている」旨が示唆されました。その折に櫻井繁行副委員長より、久松公生議員から櫻井繁行副委員長へ署名活動に協力するよう依頼があり、自身も署名活動を行ったこと、

しかし田代和正氏とは面識がなく、署名活動に際し誰かと協議もしておらず、署名偽造に係る行為も一切していないという発言がございました。

続いて、ウ、田代和正氏の証言要旨でございます。

委員会第7回において、署名活動の実態や署名偽造と久松公生議員の関与の有無等を調査するため、関係人・田代和正氏の証人尋問を行った結果、次のような証言が得られたものでございます。

①としまして、田代和正氏は要望書を作成するに当たり、久松公生議員の助言を得た。

②としまして、署名活動を行うに当たり、田代和正氏から特定の人物との協議や依頼をして組織的に署名活動を行ったわけではない。署名してくれた人づてに署名の輪が広がっていったということがございます。

③としまして、署名を集めてくれた人物の一人に久松公生議員がいた。

④で、久松公生議員の集めた署名は3,000名を超えていた。

⑤田代和正氏は、署名について偽造があったかどうかは知り得ていない。また、偽造があったとは思っていない。なお、家族による代筆は偽造ではないと認識している。

⑥としまして、要望書の取下げについて、田代和正氏1人で判断した。

⑦田代和正氏は署名簿の原本を処分したが、写しを保管しているという証言でございましたが、その後、田代和正氏への署名簿の写しの提出を求めたが、保管してあるデータが破損したことにより、提出不可となっております。

続いて、「署名の話はあり、断ったが署名されていた」という参考人の供述要旨でございます。

委員会第8回では、市執行部から提出された記録があった「署名の話はあり、断ったが署名されていた」という方1名を参考人として招致したところ、次のような供述を得られたものでございます。

①としまして、夏になる前、参考人の自宅へ訪問があり、当該要望書に係る署名を求められたが、考えが異なることから断った。にもかかわらず、市の署名者に対する回答書が届いたため、市へ問合せをして、署名はしていないということを伝えた。

②訪問者については、1名ないし2名だったが、参考人は明確に覚えていない。久松議員と話したことはあるが、上記訪問時だったか別の機会だったかは、記憶が混同して明言できないということがございます。

③委員会第5回で市執行部より提出された署名簿記載の署名の写しと、その委員会に提出することを承認する参考人自身の署名の写しと、その他自身の筆跡の提供及び筆跡鑑定に使用することについて承諾するというようなことでもございました。

続いて、10ページになります。

オとしまして、久松公生議員の証言要旨でございます。

委員会第10回において、久松公生議員に対し証人尋問を行ったところ、次のような証言が得られたものでございます。

①としまして、久松公生議員は、最初の要望書提出時に約3,000人、追加提出時には約300人弱の署名を集めたということもございます。

②としまして、署名活動に当たり、久松公生議員は、約100人に声かけを行った。その100人の誰かが署名偽造を行ったかどうかについては、久松公生議員は心当たりがないということもございます。なお、声かけを行った100人の中に、櫻井副委員長のほか3名の議員がいたというものでございます。

③としまして、久松公生議員は、署名に関して、本人の同意があれば代筆しても問題ないと考えている。ただし、代筆者の記載など代筆の根拠を残すべきだったかどうかについては、久松公生議員にはそ

こまでの認識はなかったということでございます。

④としまして、久松公生議員は、署名簿の控えは所持していない。

⑤数は把握していないが、久松公生議員が集めた署名の中に、家族と思われる同一の姓の署名があったというもの。

⑥久松公生議員は、要望署名活動において、田代和正氏より相談を受けていた。田代和正氏が要望書と署名を取り上げる前日は、久松公生議員は取り下げる旨の報告を受けただけだった。

⑦久松公生議員本人は、署名活動において市民の名前を許可なく書いたことはないということでございます。

⑧としまして、令和5年6月12日の緊急質問において市長が答弁した「市議会議員から署名を勧められたが、断ったという方がおり、勝手に名前が使われた。その議員に確認の電話をしたところ、議員から自分で署名したことにして欲しいとお願いされた。その議員は久松公生議員である」というような内容については、心当たりがないというようなことでございます。ただし、市長の答弁が虚偽であるかどうかについては判別できず、自ら相談していた弁護士の助言により、本委員会が終了するまで事態を静観することとしていたということでございます。

⑨としまして、委員会第8回で招致した参考人による「署名を求めてきた人物に久松公生議員がいたかもしれない」という意見については、久松公生議員は心当たりがないということでございます。

続いて、カ、筆跡についてでございます。

市執行部から提出された委員会第8回で招致した参考人の名前が書かれた署名簿の写しによる筆跡と参考人の実際の署名による筆跡を委員全員で見比べたところ、明らかな相違があったことが分かりました。

そして、執行部から提出された上記参考人の名前を含む5名分の署名簿記載の筆跡と、久松公生議員の筆跡を委員全員で見比べたところ、どの署名においても筆跡が異なることが分かりました。

続いて、(2)調査の結果でございます。

アとしまして、「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」における署名の中に、名義人に無断で偽造された署名が含まれていたという事実は、市からの回答に対し、53名の市民が「署名をした事実がない」旨の連絡を市に寄せている事実を示す市執行部提出資料並びに委員会第8回における参考人が「訪問者から署名を求められたが断った」旨の供述をしていることによって認めることができる。

なお、委員会の面前における同参考人の直筆の署名と署名簿上の筆跡が明らかに相違することを確認することができたものでございます。

イとしまして、しかし、参考人の供述からは、署名の偽造者が誰であるかということまでは判明しなかった。

また、参考人は、令和5年の夏前、久松公生議員の来訪を受けたと記憶しているが、同議員が署名を求めるため来訪したものであったか否かについては記憶していないと供述したものでございます。なお、久松議員の筆跡が市執行部が提出した抜粋署名のいずれとも一致しないという事実を確認することができました。

ウとしまして、一方、署名活動の代表者である田代和正証人の証言及び署名の大半を集めた久松公生議員の証言は、いずれも署名の偽造について思い当たる節はないというものであり、久松公生議員の証言によれば、同議員が直接声かけして、署名活動に参加してもらった市民の数は100名を上回るということなので、委員会の調査により署名の偽造者を特定することは極めて困難であることが判明したもので

ございます。

エとしまして、本件要望書における署名活動に当たっては、署名を代筆した場合、その旨が分かるような注意は特に払われていなかったことも、田代・久松両証人の証言で明らかになったものでございます。

最後に、（3）結論でございます。

これまでの調査で、本件要望書に係る署名簿の中に、何者かによって偽造された署名が確かに存在することは明らかになったが、その偽造者を特定することはできなかった。

住民から市長に宛てた要望書等は、住民が抱く希望を直接市政に届ける機能を果たすものであることから、地方自治の本質たる住民自治の基礎をなす重要な役割を担っている。そのような重要な役割を担う署名簿に偽造を加えることは極めて悪質であり、繰り返されてはならないことである。

この観点から、次の2つの策を講ずることが適切であると結論に至ったということでございますが、アは省略させていただきます。

イとしまして、再発防止策について、署名活動を行う場合、今後市に提出される要望書等に係る署名については、自署を原則とし、代筆の場合は代筆者の署名を併記することを周知させるなど、偽造を極力防止する方策を取ることが望ましいというような結論でございます。

（4）としまして、弁護士の補足意見ということで、大川先生のご意見をいただいております。

報告書（案）については以上でございます。

○矢口龍人委員長

次に、大川隆司弁護士からお願いいたします。

○弁護士（大川隆司君）

報告書（案）の12ページにあります弁護士の補足意見というのは、告発をするということを前提にした補足説明であります。

主な内容も一言で言いますと、市長が保管している署名簿の写しは、議会のほうに全体としての提出を拒否されたけれども、それは正当な理由がない。せめて告発をした暁には、捜査機関に対してそれを提出して協力するべきであるというのが主な内容なので、告発をするという前提が取られない以上、この弁護士の補足意見というのは全文削除していただければよろしいかと思っております。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

それでは、ご意見等、またはお気づきの点がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等はございませんか。

○佐藤文雄委員

いわゆる今の12ページのアも、そういう意味では、告発しないということになったから、この分はなくなるということですね。

○矢口龍人委員長

はい。イは残って、アは削除、あと、（4）の弁護士の補足意見も削除。

[「イは残さなくちゃ駄目ですよ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ですね。

[「うん、再発防止ね」「イは残るよね」「イは残る」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

イは残します。

[「うん、だって、再発防止大事ですから」「再発防止策に」「これがアになるのかね」「だから、これがアになるんでしょ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

そうですね。これがアになります。

再発防止策がね。

○議会事務局長（金子俊文君）

12ページの結論でございますが、告発しないというような内容でございますので、アについては削除をさせていただきたいと思えます。

[「防止策が繰り上がって……」と呼ぶ者あり]

○議会事務局長（金子俊文君）

イがアになるような。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午前11時12分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前11時12分]

○議会事務局長（金子俊文君）

報告書12ページにつきましては、先ほど申しましたように、アにつきましては、告発しないということで、イの再発防止策についてをアということで直しまして、また、（4）弁護士の補足意見ということで、告発した場合の内容でございますので、こちらも削除させていただきたいと思えます。

○矢口龍人委員長

ほかに何かありませんか。

○設楽健夫委員

アの上の「この観点から、次の2つの策を講ずることが適切であるとの結論に至った」も、この「2つの」というものがなくなりますから、「ことである」の下に再発防止策、あるいは、「次の策を講ずることが適切であるとの結論に至った」だけを残す。

[「次の策でいいんじゃない」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

うん、この観点から、次の「2つの」を削る。で、「次の策を講ずることが適切であるとの結論に至った」。で、再発防止策と。

○矢口龍人委員長

事務局、良いですか、それで。

訂正をお願いします。

○議会事務局長（金子俊文君）

確認させていただきます。

アの上の文字でございますが、「この観点から、次の策を講ずることが適切であると結論に至った」というようなことに訂正させていただきます。

○矢口龍人委員長

それでは、ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、本日の内容を追加し、本報告書を議長へ提出いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございましたら。

○佐藤文雄委員

すみません。14ページの告発の状況というの、これも削除ですね、全面。14ページ。

○矢口龍人委員長

そうですね。

14ページの9、告発の状況。これも削除してください。

よろしいですか。確認。

○議会事務局長（金子俊文君）

確認をさせていただきます。

14ページの告発の状況についてを削除いたしたいと思いますが、刑事訴訟法第239条第2項に基づく以下の文章については、残したいと思います。

○矢口龍人委員長

いいよね、削除しなくても、これで。

はい、それでいいです。

審議したが、決定に至らなかったでいいと思います。お願いします。

[「こっちな」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

うん。訂正させていただきます。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○設楽健夫委員

今の報告書の12ページの再発防止策の項目について。

署名活動を行う場合には自署を原則として、代筆の場合は代筆者の署名を併記することを周知させるなど、偽造を極力防止する方策をとることが望ましいというくだりがあります。この点については、この百条委員会の中でも議論があったところですから、この点については何らかの形で文書に残して、そして周知徹底する措置を委員会としても求めていくべきであるとは思いますが。

○矢口龍人委員長

百条委員会でなくても、総務委員会でも何でも、とにかくそういう議論をして、で、内容をきちんと精査して、決めていければと思いますので。よろしくお願いします。

以上で本日の日程は全て終了しましたが、そのほか委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を散会といたします。

長時間にわたりまして委員の皆様方には慎重なるご審議と本職の進行に関しましてご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

ご苦労さまでございました。

散 会 午前11時18分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人